

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月1日（平成29年（行情）諮問第71号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第209号）

事件名：児童生徒の自殺等に関する実態調査の回答原本の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「児童生徒の自殺等に関する実態調査の回答原本 平成23年6月から平成25年12月に特定課が全国の小中学校を対象に実施した調査の回答（選択式調査票及び特記事項）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月24日付け28受文科初第1946号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 児童生徒の自殺等に関する実態調査の調査票及び特記事項の回答原本について、開示を請求した。担当課からは事前に、死亡又は発見年月日の日時などを記載する欄があるため、個人情報の特定につながるのではないかとの懸念が示された。もしその懸念があるのなら、該当する部分だけ非開示にすればよく、それをもって全面非開示の理由には当たらない。
- (2) 文部科学省はこちらの調査票をもとに子どもの自殺等の実態分析について公表しているが、全て集計した数字のため詳しい背景がわからない。背景を詳細に分析することが、子どもの自殺を防ぐ対策を考える上では不可欠と考える。文部科学省の当該調査は警察庁の自殺統計と比較し、より詳細に学校、家庭、個人の背景について調べている。こちらの回答を分析することで、子どもの自殺の実態、その予防策を考える報道につなげたいと考えている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る本件対象文書は、「児童生徒の自殺等に関する実態調査の回答原本 平成23年6月から平成25年12月に特定課が全国の小中学校を対象に実施した調査の回答（選択式調査票及び特記事項）」である。

処分庁は、本件対象文書につき、法5条1号及び6号に基づき不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

（1）法5条1号該当性

本件対象文書には、「死亡した児童生徒」、「死亡又は発見の時期」、「死亡又は発見時の状況」、「死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況」の項目につきチェックが付けられており、「特記事項」に「死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況」で選択した項目について、判断の前提となった事柄その他の特記すべきことが記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条1号に該当する。

すなわち、本件対象文書には、当該児童生徒の学校種、学年、年齢及び性別のほか、死亡又は発見の時期、死亡又は発見時の場所、手段、遺書又はそれに類するものの存在、死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況として学校的背景、家庭的背景及び個人的背景並びに特記事項について記載されているものであり、これらは全体として新聞報道等の他の情報と照合することにより、自殺した児童生徒を識別することができるものといえる。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、遺族をはじめとする個人のプライバシーに深く関わる情報であって、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

（2）法5条6号該当性

提出を受けた調査票が一般に公開されることになると、秘匿性の高い個人情報を含む調査票の性質上、学校及び教育委員会等の実施への協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を来すおそれがあると考えられるため、公にすることにより、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものといえる。

また、本件対象文書の回収のための児童生徒の自殺等に関する実態調査実施要綱においても、調査票の取扱いについて「文部科学省は、提出を受けた調査票が一般に公開されることになると、秘匿性の高い個人情報

報を含む調査票の性質上、学校及び教育委員会等の実施への協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を来すおそれがあると考えられるため、法5条6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。」（「児童生徒の自殺等に関する実態調査について（依頼）」（平成23年6月1日付け23初児生第8号児童生徒課長通知））と記載して各都道府県教育委員会等に依頼しており、当該教育委員会等においても上記の取扱いがなされるものと認識しているものとする。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条6号ハ所定の情報に該当するものというべきである。

3 全部不開示の妥当性について

本件対象文書のチェックシート部分については、チェックをつけた欄のみ墨塗等の措置により不開示情報が記録されている部分を除く場合、どの欄にチェックを付けたか判断できてしまうこと、また、チェックは回答記入者の手書きによるものもあるため、全てのチェック欄を完全に墨塗とすることは不可能であることから、不開示情報が記録されている部分以外についても墨塗等の措置をとる必要がある。そのため、結果として、全てのチェック欄を墨塗とせねばならず、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと考えるため、部分開示をしなければならない場合には該当しないというべきである。

4 原処分にあたっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文及び6号所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年8月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の性格等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文部科学省では、児童生徒の自殺に関する正確なデータをより多く収集し、分析することを通じて、児童生徒の自殺について全体的な傾向を把握することにより、自殺予防対策を充実させることを目的として、平成23年6月1日付けで、各都道府県教育委員会等に対し、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」の実施を通知している。

当該調査は、各学校等が自殺であると判断したもの及び自殺の可能性が否定できないと判断したもので平成23年6月1日以降に死亡又は発見された児童生徒を対象としており、自殺等の発見があった都度、その時点から、原則、おおむね1か月以内に文部科学省に提出するよう実施要領を定めている。

各都道府県教育委員会等から提出のあった当該調査に対する回答原本（個々の調査票）が、本件対象文書となる。

当該調査については、個々の調査票に記載されている報告事項ごとの集計結果（調査票全件数に占める割合を示しているだけであって、集計結果の具体的な件数の情報は掲載していない。）及び自殺要因の傾向等の情報を取りまとめ、公表しているが、文部科学省において、自殺した児童生徒ごとの回答原本である本件対象文書を公にすることはしていない。

イ 「児童生徒の自殺等に関する実態調査」は、上記アのとおり、自殺等の発見があった都度、実施要領に定める内容に沿った報告を求めるものであるが、これとは別に、文部科学省では、毎年、特定の時期に各都道府県教育委員会等に対し、一斉に「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、その調査結果を取りまとめ、公表しているが、そこでは、児童生徒の自殺の状況に関する情報として、年度単位の学校種（小学校・中学校・高等学校）ごとの自殺総数等が公表事項となっている。

(2) 法5条1号該当性について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、諮問庁が上記第3の2(1)で説明するとおり、本件対象文書には「死亡した児童生徒の学校種、学年、年齢及び性別」、「死亡又は発見の時期」、「死亡又は発見時の状況」、「死亡した児童生徒の状況又は可能性のある

状況」及び「特記事項」が記載されていることが認められる。

本件対象文書には死亡した児童生徒の氏名は記載されていないものの、これらの情報は、児童生徒の自殺が起きた時点での具体的な状況や当該児童生徒の置かれていた背景などに関する情報であるから、その時点で既に公となっている自殺した児童生徒に係る新聞報道等の情報と照合することにより、遺族や自殺した児童が居住していた近隣居住者等一定範囲の者であれば、当該児童生徒を特定することが可能となることは否定できず、現に当審査会事務局職員をして、本件対象文書中の事例の一つについて、インターネット上の当時の記事等を探索させたところ、当該事例と符合する記事等を容易に見出すことが可能であった。

したがって、本件対象文書の内容を公にすると、近隣居住者等一定範囲の者に、特定された当該児童生徒の自殺の状況・背景の詳細等といった機微な情報を知られることとなるので、本件対象文書は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」については、上記(1)アのとおり、個々の調査票に記載されている事項の集計結果及び自殺要因の傾向等の情報を公表しているものの、自殺した児童生徒ごとの回答原本である本件対象文書を公にすることはしておらず、他に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

ウ したがって、本件対象文書は、法5条1号の不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同条1号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司